

令和 2 年度
財政援助団体監査報告書

大郷町監査委員

《 目 次 》

第 1 章	監査の概要	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 章	監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	2
第 3 章	監査の意見	・ ・ ・ ・ ・	4

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体監査

2. 監査対象団体

- ・所管課 . . . 保健福祉課
- ・財政援助団体 . . . 一般社団法人大郷町シルバー人材センター

3. 監査対象

令和元年度並びに令和2年度に交付された大郷町シルバー人材センター事業補助金等について

4. 監査の着眼点

(1) 所管関係

- ・補助金等の決定は関係法令等に適合しているか。
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き方法等は適正か。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。

(2) 団体関係

- ・補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合されているか。
- ・監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る会計経理は適正か。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・実績報告は適正に行われているか。
- ・会則、規則、規程等は整備されているか。

5. 監査の期間

令和2年12月8日（火）（1日間）

6. 監査の方法

補助金に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか等に主眼を置いて試査・照合し、その事務処理の適法性等を検証した。

また、監査にあたっては、現地に赴き、書面及び必要に応じ所管職員等からの説明を聴取し、監査を実施した。

第2章 監査の結果

1. 監査の結果

この補助金交付の目的は、町の振興のため行う団体に対し、公益上又は奨励のために特に必要と認めた場合にその事業における経費に対し補助することである。

一般社団法人大郷町シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は、高齢者に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として平成23年2月に設立した。

（シルバー人材センター定款 第3条）

シルバー人材センター定款 第4条に掲げられている事業は、以下のとおりである。

- （1）臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供。
- （2）就業を希望する高齢者のために職業紹介事業又は労働派遣事業を行うこと。
- （3）高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- （4）就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業の実施。
- （5）高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の濃色の活用を図るための事業の実施。
- （6）シルバー人材センターの目的を達成するための必要な事業の実施。

また、シルバー人材センターの役員については、理事長、副理事長、常務理事各1名のほか、理事8名と監事2名が選任されており、定款上の定数がみたされている。（シルバー人材センター定款 第22条）役員報酬については、無報酬となっているが、職務執行の対価として報酬を支給することができることとされている。また、費用弁償規程が令和元年から改定されていた。

事務局については、事務局長、正規事務職員2名とパート職員1名で行っていた。

補助金の主な支出項目は、人件費及び事業関連運営経費に充当されており、補助対象経費の補助割合限度額を超えていなかった。

【補助金の状況】

・大郷町からシルバー人材センターへ交付された補助金の額
 (平成29年度から平成31年度までは実績額、令和2年度は概算額)

年 度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
金 額 (円)	6,974,000	7,224,000	7,324,000	7,430,000

※補助率は、国庫補助対象経費のうち国庫補助1/2、市町村1/2である

【事業実績】

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会 員 数	118 人	123 人	125 人
うち男性	90 人	88 人	85 人
うち女性	28 人	35 人	40 人
受 託 件 数	581 件	658 件	615 件
契 約 金 額	36,391 千円	39,451 千円	38,775 千円
就 業 延 べ 人 員	7,358 人	7,766 人	7,357 人
就 業 率	81.70%	76.60%	84.80%

【正味財産増減計算書より抜粋】

年 度	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末
経常収益計(A)	44,739,056	48,031,911	45,148,990
経常費用計(B)	44,208,242	47,484,766	45,985,131
当期経常増減額(A-B)	530,814	547,145	△ 836,141
正味財産期末残高	3,818,862	4,366,007	3,529,866

第3章 監査の意見

シルバー人材センターの運営は、その設立目的に沿って実施されており、また、会員の加入促進に積極的に取り組み、結果を出されていることを認めた。

事務処理についても概ね適正に処理されており、今後も引き続き、健全経営に向けての努力を継続されるよう望む。

シルバー人材センターは、高齢化が進む本町において、高齢者が働く意欲を見出し、また仲間との交流により生きがいの場を提供するなど重要な団体となっている。併せて、近年、シルバー人材センターへの委託事業が年々増加している。新規会員の加入推進を図りながら、今後とも安心安全な事業実施に向け、努力していただきたい。

監査の実施を通じて、次のとおり改善、努力を要すべき事項が見受けられたので以下に記す。

1. 所管課

補助金交付規則に加え、シルバー人材センター補助金交付要綱等も整理の上、正味財産期末残高等の精査も行いながら、今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

2. 団体

- ・職員の時間外勤務が慢性化していた。シフト制を導入するなど、正規職員への負担軽減を図られ、勤務体制の改善等に努められたい。
- ・職員の勤怠管理においては、タイムカードの打刻忘れが散見された。勤務管理責任者等の承認（印）を受けられたい。
- ・現金や通帳の管理においては、複数の目で管理が行き届き、通帳においても、誰が見ても分かるように仕分けの上、管理されたい。
- ・未収金については、長期に渡るものが発生しないよう今後とも徹底した管理を実施されたい。
- ・作業者の体調確認と作業内容、危険箇所の周知を図り、安全な作業に従事できるように徹底されたい。